

⇩ 役員報酬を期中に増額した場合

Q : 当社は卸売業を営む同族会社です。今期は新製品の売れ行きがよく利益が増えそうなので、臨時株主総会を開催して役員報酬の増額決議を行い、期首からの増額分を一括支給しようと思います。この一括支給額は役員報酬として損金算入することができますか？

A : 一括支給額は役員賞与となり全額損金不算入となります。

【解説】

役員報酬とは、役員に対して支給する給与のうち定期的に定額を支給するものをいい、定款の規定または株主総会の決定によりあらかじめ支給限度額を定め、その支給限度額の範囲内で規則的に、かつ、適正と認められる金額を支給する限り、損金算入が認められます。

しかし、ご質問のように、期中に支給限度額を増額し、期首までさかのぼって差額を一括して追加支給する場合は、臨時的報酬、つまり、賞与として取り扱われ、その全額が損金不算入となります。

ただし、定時株主総会で行われる通常増額決議は当期の開始後にならざるを得ませんので、定時株主総会の決議に基づいて、その決議の日の属する事業年度の期首までさかのぼって差額を一括支給するような場合は、その支給額については報酬として取り扱われます。つまり、増額決議の日を含む事業年度の期首にさかのぼって2～3ヶ月分程度の差額を支給する場合は、役員報酬として損金算入が認められるということです。

